

## 登別市立地適正化計画策定業務契約候補者選定評価基準

令和2年4月1日

登別市立地適正化計画策定業務の契約候補者の選定において、必要な評価基準を定める。

### 1 選定の評価項目及び評価基準

- (1) 評価項目は、別紙1「評価基準1」及び別紙2「評価基準2」の評価採点表のとおりとする。
- (2) 各評価項目の評価点は、評価基準1は75点及び評価基準2は225点満点の計300点満点とする。
- (3) 評価基準2の点数は、出席した各選定委員の点数を合計し、出席した選定委員の人数で除した点数とする。
- (4) 基準得点
  - ア 評価基準1及び評価基準2それぞれの基準得点は別紙3「基準得点表」のとおり、各項目の中間値の合計と評価基準の満点得点を2で除した得点の平均とする。
  - イ 小数点以下は切り捨てとする。

### 2 契約候補者の選定方法

- (1) 評価基準1については、参加資格の審査時に事務局により採点し、評価基準2は選定委員会において企画提案書及びプレゼンテーションを基に採点する。
- (2) 契約候補者は、評価基準1の点数と評価基準2の点数を合計し、最高得点を獲得し、各基準得点を超えている者を順に契約候補者として選定する。
- (3) 契約候補者として選定した者と特別の事由により契約を締結出来ない場合は、次順位の者を契約候補者とする。
- (4) 総得点が同点となった場合は、技術提案の合計総得点が高いものを契約候補者とする。なお、前述についても同点であった場合は、選定委員会の投票により契約候補者を決定する。
- (5) 事務局は、登別市都市整備部都市政策グループとする。

### 3 会議等の非公開等

- (1) 選定にあたって、登別市立地適正化計画策定業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）の会議及び会議録は、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）第7条第2号及び第4号の規定に該当する情報が含まれるため、非公開とする。
- (2) 審査内容及び選定結果については、情報公開条例第7条第2号の規定に該当する情報が含まれるため、一部非公開とする。

4 結果の通知

選定の結果については、企画提案者全員に書面にて通知する。

5 その他

この基準に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、選定委員会の協議により定める。